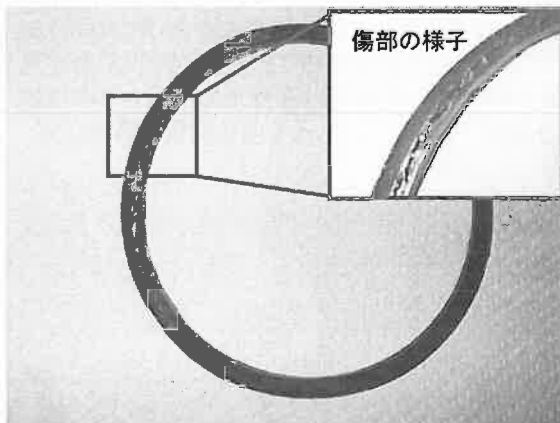


浜岡原子力発電所3号機、4号機 非常用ディーゼル発電機の
 運転上の制限内への復帰について(続報)

2016年4月12日

【今回お知らせする内容】

復帰日時	2016年4月12日午前4時20分
保安上の措置	以下の点検結果を踏まえ、3号機および4号機について運転上の制限 ^{※1} 内へ復帰したと判断しました。
点検結果	3号機の非常用ディーゼル発電機(B) ^{※2} において潤滑油の漏えいが確認されたストレーナを分解し点検した結果、消耗品であるパッキンの一部に傷を確認しました。傷の状態から、当該の傷は、過去の点検時にケースが傾いた状態でボルトを締め付け、ケースとボルトが共回りしたことにより生じたものと推定しました。このため、パッキンを交換し、ケースを水平に保った状態でボルトを締め付け、定期試験を再度実施した結果、異常はなく、非常用ディーゼル発電機(B)が使用できる状態であることを確認しました。
原因	今回の油漏れの原因は、2015年10月 ^{※3} に実施した点検時にケースが傾いた状態でボルトを締め付け、ケースとボルトが共回りしたことにより、パッキンに傷が生じ、傷部から潤滑油の漏えいが発生したものと推定しました。
今後の対応	ボルトを締め付ける際は、ケースを水平に保った状態で実施するよう手順の改善をおこない、再発防止に努めます。



傷を確認したストレーナのパッキン



潤滑油の漏えいが確認されたストレーナ

※1 運転上の制限とは、安全機能を確保するための、予備も含めた動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数や、原子炉の状態ごとに遵守すべき温度や圧力の制限のことで、一時的にこれを満足しない状態が発生すると、原子炉施設保安規定に従い、事業者は運転上の制限からの逸脱を判断し、状態の復旧等の措置を実施する必要があります。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

※2 非常用ディーゼル発電機は、外部からの電源供給が停止した場合等に自動的に起動し、主要な機器(非常用炉心冷却系ポンプ等)に電力を供給する非常用の発電機です。

※3 点検時期について以下のとおり訂正しました。(2016年4月12日訂正)
 訂正前 …2015年12月 訂正後 …2015年10月

【4月11日にお知らせした内容】

発生場所	浜岡原子力発電所 3号機、4号機(施設定期検査中)
発生日月	2016年4月11日
発生時の状況	<p>14時44分、定期試験をおこなっていた3号機の非常用ディーゼル発電機(B)(放射線管理区域外)において、潤滑油の漏れを確認したことから、3号機および4号機について原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)で定める運転上の制限からの逸脱を判断しました。ディーゼル発電機の運転を停止したことにより、潤滑油の漏えいは停止しました。</p> <p>3号機および4号機が原子炉停止中では、4台の非常用ディーゼル発電機のうち3台の待機要求があります。4号機の非常用ディーゼル発電機(B)が点検中であり、当該非常用ディーゼル発電機が使用できないものと判断したことから、3号機および4号機について運転上の制限からの逸脱を判断しました。</p> <p>また、保安規定に従い、運転上の制限から逸脱を判断した場合に必要な措置をただちに実施し、14時56分までに完了しました。</p>
放射能の影響	本事象は放射性物質の放出にかかわる事象ではありません。
お知らせ基準	「表 1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」に該当します。

※1 非常用ディーゼル発電機は、外部からの電源供給が停止した場合等に自動的に起動し、主要な機器(非常用炉心冷却系ポンプ等)に電力を供給する非常用の発電機です。

※2 運転上の制限とは、安全機能を確保するための、予備も含めた動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数や、原子炉の状態ごとに遵守すべき温度や圧力の制限のことで、一時的にこれを満足しない状態が発生すると、原子炉施設保安規定に従い、事業者は運転上の制限からの逸脱を判断し、状態の復旧等の措置を実施する必要があります。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

以上